

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第28号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収額) 第12条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては、児童の年齢及び保育時間に応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号） <u>第13条及び別表に定める額とする。この場合において、第13条中「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳以上の児童」と、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳未満の児童」と、別表中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属</u>	(徴収額) 第12条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては、児童の年齢及び保育時間に応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号） <u>別表(2)及び(3)の表に係る部分に限る。</u> ）に定める額とする。この場合において、 <u>別表(2)中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳以上の児童」と、「支給認定保護者の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表(3)中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）」とあるのは「年</u>

する世帯の階層区分」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考9、10及び11中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳未満である措置児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考12中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分の認定については、その措置児童と」と読み替えるものとする。

2 月の途中で、母子保護の実施又は保育の措置を開始し、解除し、変更し、又は停止した場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における当該母子保護の実施又は保育の措置の期間に応じ、母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては前項の規定による読み替え後の瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則第13条及び別表に定める額について日割により算定した額とする。

度の初日の年齢が3歳未満の児童」と、「支給認定保護者の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、備考11中「特定教育・保育等の利用を開始した日」とあるのは「措置児童が入所した日」と、備考9中「法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、」とあるのは「措置児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、備考10中「法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、」とあるのは「措置児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、備考11中「支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その支給認定保護者に係る支給認定子ども」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分の認定については、その措置児童と」と読み替えるものとする。

2 月の途中で、母子保護の実施又は保育の措置を開始し、解除し、変更し、又は停止した場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における当該母子保護の実施又は保育の措置の期間に応じ、母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては前項の規定による読み替え後の瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則別表(2)及び(3)の表に係る部分に限る。)に定める額について日割により算定した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。